

改正案	現行
(出張命令書等) 第五条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、条例第四条第四項の規定により旅行命令を発し、これを変更し、又はこれを確認する場合には、福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成十六年福岡県条例第十二号。以下「情報通信技術活用条例」という。)第四条第一項の規定により、電子情報処理組織(旅行命令権者の使用に係る電子計算機と旅行命令を受ける職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。 3 (略) (旅費請求書等) 第六条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定にかかわらず、条例第十一条第一項の規定による旅費請求書及び当該旅費請求書に添付すべき書類の提出は、情報通信技術活用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織(支出命令者の使用に係る電子計算機と旅費請求書を提出する職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。この場合において、旅費請求書の提出は、当該請求に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)が支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に行われたものとみなす。 4～6 (略)	(出張命令書等) 第五条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、条例第四条第四項の規定により旅行命令を発し、これを変更し、又はこれを確認場合には、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年福岡県条例第十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第四条第一項の規定により、電子情報処理組織(旅行命令権者の使用に係る電子計算機と旅行命令を受ける職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。 3 (略) (旅費請求書等) 第六条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定にかかわらず、条例第十一条第一項の規定による旅費請求書及び当該旅費請求書に添付すべき書類の提出は、情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織(支出命令者の使用に係る電子計算機と旅費請求書を提出する職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。この場合において、旅費請求書の提出は、当該請求に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)が支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に行われたものとみなす。 4～6 (略)

改正案	現行
知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 (定義) 第二条 この規則で使用する用語は、福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十六年福岡県条例第十二号。以下「情報通信技術活用条例」という。）で使用する用語の例による。 2（略） （氏名又は名称を明らかにする措置） 第八条 情報通信技術活用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第四条第四項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第四条第一項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。 2 情報通信技術活用条例第四条第四項及び情報通信技術活用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。 （添付書面等の省略） 第九条 情報通信技術活用条例第七条に規定する規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、知事等が別に定めるものとする。 （規則の規定に基づく行為の取扱い） 第十条 規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととして申請、通知その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令及び規則に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の第三条から第九条までの規定の例による。 第十一条（略）	知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (定義) 第二条 この規則で使用する用語は、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年福岡県条例第十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。）で使用する用語の例による。 2（略） （氏名又は名称を明らかにする措置） 第八条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第四条第四項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第四条第一項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。 2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。 （新設） （規則の規定に基づく行為の取扱い） 第九条 規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととして申請、通知その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令及び規則に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の第三条から第八条までの規定の例による。 第十条（略）

改正案	現行
（知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の適用除外） 第二百八十六条 この規則の規定による手続その他の行為については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十六年規則第二十五号）の規定は適用しない。	（知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の適用除外） 第二百八十六条 この規則の規定による手続その他の行為については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年規則第二十五号）の規定は適用しない。

改正案	現行
（電子情報処理組織を利用した申請等） 第二十七条（略） 2 （略） 3 第三条、第十二条及び前二項に定めるもののほか、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項における「電子情報処理組織」をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により行う場合については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）に定める手続等の例による。	（電子情報処理組織を利用した申請等） 第二十七条（略） 2 （略） 3 第三条、第十二条及び前二項に定めるもののほか、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項における「電子情報処理組織」をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）に定める手続等の例による。